



鳥取県公報

令和7年2月14日（金）
第9669号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による医療機関の指定（75）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県土地収用等関係手数料免除要綱の一部改正（76）（県土総務課）・・・・・・・・ 2 生産事業者登録証の記載事項の変更（77）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出（78）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 3 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（79）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 指定障害福祉サービス事業者の指定（80）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（81）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 |
| ◇ 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 4 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |

告 示

鳥取県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-------------|-----------|
| 鈴木クリニック | 米子市上福原582-5 | 令和7年1月1日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-----------|-----------|
| かわしま薬局 | 米子市日原61-2 | 令和7年1月1日 |

鳥取県告示第76号

鳥取県土地収用等関係手数料免除要綱（平成12年鳥取県告示第452号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(手数料の免除)</p> <p>第2条 知事は次の各号に掲げる手数料を、それぞれ当該各号に定める者に対して、免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第2条第1項第274号から第276号までに掲げる事務に係る手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> | <p>(手数料の免除)</p> <p>第2条 知事は次の各号に掲げる手数料を、それぞれ当該各号に定める者に対して、免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第2条第1項第274号から第277号までに掲げる事務に係る手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> |

附 則

この告示は、令和7年2月14日から施行する。

鳥取県告示第77号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

| 登録 番号 | 生産事業者の名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------|----------|--------|-------|----------|----------|
| 中生-4 | 株式会社松井苗圃 | 名称及び住所 | 松井 秀仁 | 株式会社松井苗圃 | 令和7年1月6日 |

| | | | | |
|--|---------------------------------|--|--------------------------|--------------------------------|
| | | | 東伯郡北栄町妻波 1231 | 東伯郡北栄町妻波 1577-1 |
| | 事業所の名称 及び所在地 | | 松井苗圃 東伯郡北栄町妻波 1231 | 株式会社松井苗圃 東伯郡北栄町妻波 1577-1 |
| | 生産事業に係 る種苗の採取 又は育成の場 所 | | 苗木 東伯郡北栄町 妻波1231 | 苗木 東伯郡北栄町 妻波1577-1 |

鳥取県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 事業者の名称又は 氏名 | 指定に係る事業所 の名称 | 指定に係る事業所 の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|---------|
| 医療法人社団ひだ まりクリニック | ひだまり訪問看護 ステーション | 米子市車尾南一丁 目12-41 | 令和7年1月 15日 | 令和7年1月 31日 | 訪問看護 |

鳥取県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 事業者の名称又は 氏名 | 指定に係る事業所 の名称 | 指定に係る事業所 の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|
| 医療法人社団ひだ まりクリニック | ひだまり訪問看護 ステーション | 米子市車尾南一丁 目12-41 | 令和7年1月 15日 | 令和7年1月 31日 | 介護予防訪問 看護 |

鳥取県告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 指定年月日 |
|------------------|------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 合同会社CLAS -LAB | 米子市和田町 3618-8 | くらしラボ | 米子市皆生三丁目12 -6 | 自立訓練（生活訓 練）、就労継続支 援B型 | 令和7年3 月1日 |

鳥取県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定

に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 R E L I F E | 米子市和田町 3618-8 | くらしかる | 米子市皆生三丁目12-6 | 自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型 | 令和7年2月28日 |

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 経験者講習 | | 令和7年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署 | 琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-------------------------------|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 令和7年3月10日 午後1時から午後4時まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | トラップ射撃 | 7 ¹ / ₂ 号の散弾 | 5人 |
| 令和7年3月24日 午後1時から午後4時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和7年3月23日 午前9時から午前11時20分まで | 倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場 | 〃 | 〃 | 〃 |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------|------------------|------|
| 令和7年3月4日 午前10時から午後2時30分まで | 岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 | 大口径ライフル銃等射撃 | 大口径ライフル銃等に適合する実包 | 5人 |
| 令和7年3月11日 午前10時から午後2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和7年3月18日 午前10時から午後2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和7年3月25日 午前10時から午後2時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地为管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車（2.2メートル級） 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月19日（木）

(4) 納入場所

八頭郡八頭町郡家380-6 鳥取県八頭県土整備事務所車両基地

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間にお

いて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月14日（金）から同年3月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月14日（金）から同年3月4日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年3月14日（金）から同月26日（水）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月25日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年3月26日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年3月4日（火）午後5時まで、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、

郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snow plow (2.2m class) Quantity 1

(2) March 4, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 26, 2025 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 25, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7433